

農地の売買、贈与、貸借等の許可(農地法第3条)

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・全部効率利用要件…今回の申請農地を含め、所有している農地及び借りている農地のすべてを効率的の耕作すること
- ・農地所有適格法人要件…法人の場合は、農地所有適格法人(旧農業生産法人)の要件を満たすこと
- ・農作業常時従事要件…申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
- ・地域との調和要件…今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

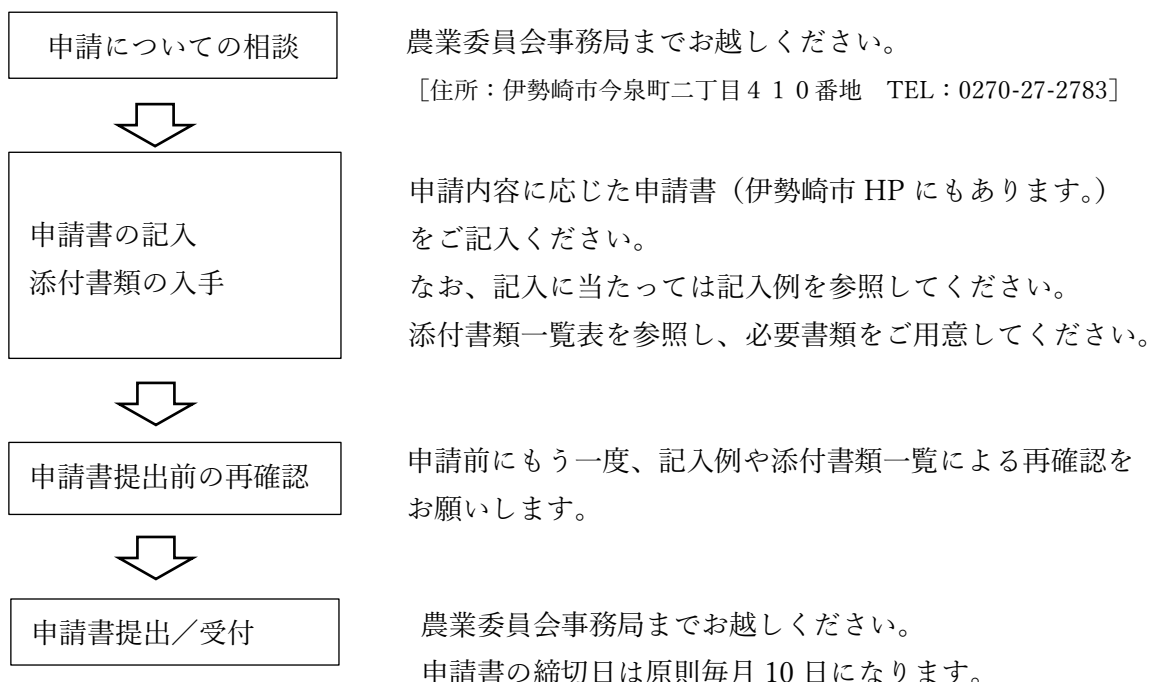
※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されること、など農地法第2条第3項の要件を満たす法人のことです。

○農地法第3条許可事務の流れ

伊勢崎市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めています。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の流れ



農業委員会事務局の流れ

